地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（協定」という。）」を「この条において「協定」という。）、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束」に、「協定の」を「国際約束の」に改める。

第二条第三号中「協定」を「改正協定」に、「付表4に掲げるサービス」を「付表5に掲げるサービス又は同附属書Ⅰ日本国の付表6に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「含む」を「含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

第七条の見出し中「公示」を「公示等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第百六十七条の十二第二項の規定により通知するときは、同項の規定により通知しなければならない事項及び同条第三項において準用する同令第百六十七条の六第二項の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　前条第一号から第三号までに掲げる事項

二　一連の調達契約にあっては、前条第四号に掲げる事項

三　契約の手続において使用する言語

第十条第一項第五号中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

総務大臣　新藤　義孝

内閣総理大臣　安倍　晋三

航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十九号

航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

航空機燃料譲与税法施行令（昭和四十七年政令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、大分県央飛行場及び杵崎飛行場」を「及び大分県央飛行場」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の第一条の規定は、平成二十六年三月以後の譲与時期に係る航空機燃料譲与税について適用し、平成二十五年九月までの譲与時期に係る航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

総務大臣　新藤　義孝

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

漁船損害等補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十号

漁船損害等補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の五第一項第一号及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の八中「前前年」を「前々年」に、「十年間」を「二十年間」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

農林水産大臣　林　芳正

内閣総理大臣　安倍　晋三

日本中央競馬会の平成二十六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十一号

日本中央競馬会の平成二十六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会の平成二十六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で定める割合は、百分の百とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　林　芳正

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第十一号

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第二条第三項及び第二条の二第三項の規定に基づき、航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月十二日

総務大臣　新藤　義孝

航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令

航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「、枕崎飛行場」を削る。

別表第四中「、神戸空港及び枕崎飛行場」を「及び神戸空港」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の別表第一及び別表第四の規定は、平成二十六年三月以後の譲与時期に係る航空機燃料譲与税について適用し、平成二十五年九月までの譲与時期に係る航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

○財務省令第十三号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）第十条の規定に基づき、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月十二日

財務大臣　麻生　太郎

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令の一部を改正する省令

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和五十五年省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「入札期日」の下に「又は予決令第七十二条第二項（予決令第九十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の時期」を加える。

第六条第一号中「第六条第二号」を「第六条第三号」に改め、同条第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　契約の手続において契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）第二十八条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

附　則

この省令は、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十七号）の施行の日から施行する。